

## 第二十二回

## 参議院大蔵委員会議録第十一号

昭和三十年五月三十一日(火曜日)午前 十時五十九分開会	委員の異動
本日委員平林剛君辞任につき、その補欠として湯山勇君を議長において指名した。	出席者は左の通り。
委員長	青木 一男君
理事	西川甚五郎君
委員	山本米治君
森下政一君	土田国太郎君
青柳秀夫君	片柳眞吉君
木内四郎君	小林政夫君
白井勇君	前田久吉君
宮澤喜一君	岡三郎君
井村徳二君	菊川幸夫君
井村徳二君	野溝勝君
中川幸平君	湯山勇君
木村禧八郎君	小柳牧衛君
申し上げます。	(予備審査)を議題といたし、まず提案者より提案理由の説明を聴取いたしました。衆議院、補助金等の臨時特例等に関する特別委員長、伊東岩男君。
行をみました補助金等の臨時特例等に 案につきまして、提案の理由を御説明	議題となりました補助金等の臨時特例等に 案につきまして、衆議院議員(伊東岩男君)たゞいま
理等に関する 補助金等の整 理等の整	の一部を改正する法律案(衆第七号)の一部を改正する法律案(衆第七号)を議題といたし、まず提案
特別委員長	の予備審査)を議題といたし、まず提案
國務大臣	の予備審査)を議題といたし、まず提案
大蔵大臣	の予備審査)を議題といたし、まず提案
一萬田尙登君	の予備審査)を議題といたし、まず提案
床次徳二君	の予備審査)を議題といたし、まず提案
伊東岩男君	の予備審査)を議題といたし、まず提案
幸平君	の予備審査)を議題といたし、まず提案
木村禧八郎君	の予備審査)を議題といたし、まず提案
申し上げます。	の予備審査)を議題といたし、まず提案
さきに第十九回国会において成立施行する法律は、地方公共団体が法令に	の予備審査)を議題といたし、まず提案

基いて実施いたしましたる施策に伴う経費及び民間団体等に対する補助金等で補助金等の交付を停止または低減の措置を講じたものであります。これはことになっておりましたので、本年度もまた予算編成等の経緯により、国債整理基金への繰入及び補助金等に関する特例の期限を変更するための法律案を提出しております。年度の暫定予算期間中の四月及び五月の間だけ一時延期されたのであります。政府は、本予算提出に伴いさらにその有効期間を昭和三十一年三月三十一日まで延長せんとする法案を提出して参りました。	○衆議院議員(伊東岩男君)この法律案を主として制定に当たった衆議院の床次理事から説明していただきます。
したるに衆議院におきましたては、六月分暫定予算に見合へべく、本年六月三十日まで延長する措置をとることを妥当と認め、本案を提出いたした次第であります。とにかくに御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。	○衆議院議員(床次徳二君)この暫定予算に付した案件
申し上げます。	○委員長(青木一男君)これより大蔵委員会を開きます。
申し上げます。	○衆議院議員(伊東岩男君)たゞいま

で、軽減または打ち切りを予定しておられる補助金等をふやす費目を頭において修正かどうかということをお伺いします。	○衆議院議員(伊東岩男君)この法律案を主として制定に当たった衆議院の床次理事から説明していただきます。
ちょっととお尋ねした補助金等の臨時特例等に関する法律で、軽減または削減をしておる費目について、政府はその通り予算を組んでおるはずですが、それを復活する御意思もあるといふうありますから、この暫定予算に符合させれる、法律と予算との不一致をなくすために成立せしめた次第であります。	○衆議院議員(床次徳二君)六月暫定予算に關しては、全然それに触れてございません。暫定予算通りでやつておられますから、この暫定予算に符合させれる、法律と予算との不一致をなくすために成立せしめた次第であります。
ありますから、この暫定予算に符合させれる、法律と予算との不一致をなくすために成立せしめた次第であります。	○衆議院議員(伊東岩男君)この法律案を主として制定に当たった衆議院の床次理事から説明していただきます。
ありますから、この暫定予算に符合させれる、法律と予算との不一致をなくすために成立せしめた次第であります。	○衆議院議員(伊東岩男君)この法律案を主として制定に当たった衆議院の床次理事から説明していただきます。
ありますから、この暫定予算に符合させれる、法律と予算との不一致をなくすために成立せしめた次第であります。	○衆議院議員(伊東岩男君)この法律案を主として制定に当たった衆議院の床次理事から説明していただきます。



○政府委員(正示啓次郎君) 政府が政  
府案を修正するには、それぞれ議院の御承諾を得なければならぬことは御承  
知の通りであります。が、そういういろ  
いろの手数をやる時間的な余裕がな  
かつた、こういうことでございました  
この点につきましては衆議院のそれを  
れの御当局の方々と十分お打ち合せを  
いたしたのであります。現実的にそ  
の時間の余裕がなかつた、こういうこと  
でござります。

○本多福八回答 それと云ふか、其のところが、  
実的というのは、どういうわけですか。  
もう少し具体的に話して。

ではないかと実は私存じますが、政府が最初にこの法案を出しましたのは、御承知のように本年度の三十年度の予算案、大体二千三百二十億円の補助

出しておつたわけでござります。で、これはたしかに一つの考え方で、政府としては本予算も提出して御審議を願つておるわけで、それに並行してそれ

と内容の同じ沿岸案の審議請を願うへ  
く考えたのであります。衆議院におか  
れまして結局まだ五月末までに本予算  
に付する態度をきめ得なら、きまらな

い。従つて六月だけは暫定予算でいい。  
といふお話になりまして、衆議院としてはやはりこの予算との関係からいく  
と、この補助金の臨時特例を来年三月  
三十一日まで、今直ちに延ばすことを

延ばすことにして、こうじう御意見を別個にもう一べん提出するか、あるいは今衆議院で御審議を願つております。従いましてそのとき政府のとる措置としては、そういうよろづな内容の法案を別個にもう一べん提出するか、あるいは今衆議院で御審議を願つております法律について、修正するがあるは直して出すとか、まあいろいろな方法が考えられるわけでござりますが、これをとりましても、実はちよつと時間がかかるわけでございまして、新しい法案を出すには閣議決定も経なくちゃなりません。あるいは修正、撤回の方をとるにつきましては、衆議院の院議を経なくちゃならない、こうじう手続きが要るわけでござります。そういうわけでも、時間的余裕が、どうしてもこれを月末日までに差し当りの措置で立てなければいけない、そういうことに対するてはちょっと時間的余裕がなかった、こういうことだと存するわけでございまして、そういう関係を衆議院の委員会でも了とせられまして、衆議院の方で委員会提出という法律の形でこうじう措置をおとりになつたということになつたものと了承しております。

わけであります。確かに六月の暫定予算しか未だ衆議院は院議が決定していないのだから、それに合せろという議論も一つわれわれとしましては検討しなかつたわけではないのであります。が、そうした議論が衆議院の特別委員会において非常に有力になりましたのは、土曜日の朝になつて、そういう議論が非常に有力になつて来たわけでござります。そりしますといふと、その衆議院の御意向を体しましてわれわれがもし現在提出しております来年の三月三十日までの法案を修正するなり、撤回するといったまことに、それは国会法の五十九条によりまして院議を経なければならぬわけでございます。そししますと、現実の問題といたまでは、きょうの本会議で修正をしていただいて、その修正したものを持た特別委員会にかけて特別委員会で可決されたものを、また本会議にかけて、それを参議院に送つて、参議院でまた御決定を願う、こういうことの手続を経なければならぬわけでありまして、まあわれわれはそういう意味から時間的に余裕はない、こういうふうに御説明を申し上げなければならぬかと、こう思うのであります。

いろいろ伺つたのですが、先ほどの委員長のお話を伺いますと、これは前提があるわけですね。七月以降においては政府がこの補助金に関する臨時特例措置、これを撤回または修正するといふ含みをもつてこれを出された、これが非常に問題なんです。ですから政府が来年三月三十一日までの法律案を撤回するとかりにすると、それには予算修正ということが問題になつて来る、今三十年度予算を審議して、そのときにそれとうらはらの法律案を政府は撤回して、そうして政府が六月一ぱいまでの暫定措置を出してくるといふと、その裏には当然七月以降の補助金等の臨時特例については修正または撤回といふものが含まれてくるから、これは重大な予算修正といふものを政府がすでに認めた上で出して来てくるという形がどうしても出でてくるのですね。そういうところが非常に困るから、これは衆議院の修正案として出で、こういう形をとつたのではないか、それが主たる理由じゃないのですか。

暫定予算の期間中のみ延長するという法案が成立いたしますと、政府が出しておるのは六月一日から来年の三月三十一日までという時限法延長の法案でござりますので、その六月一ぱいが重複するわけでございます。そこでその重複する部分を修正する、あるいは撤回すると申し上げましたのは、それを撤回して七月一日以降といふような法律を提出する、こうしたことがありまして、われわれの方としてこの七月一日以降として参議院にこの特例法の延長を御審議願いたい、こういうふうに考えております。

でありますするが、これは全然同一の  
でありますして、ちょっと重ねて申し上  
げますると、政府案が出しましたのは  
六月から年度末までの案であります  
が、そのうち暫定予算に関連いたしま  
して今回六月一ぱいのものができたと  
いうわけであります。従つて重複部分  
だけは再審議しなければならぬという  
ことになるので、前から出しております  
す政府案はこれはもう一回処置をしな  
ければならぬわけであります。本日こ  
の衆議院が提案いたしましたものが國  
会を通過する、参議院におきましてこ  
れが成立するということになります  
と、政府が提案しておりますのは當  
然これは改める、修正なり撤回なりの  
処置が必要になつてくる。その処置を  
政府として善処してもらいまして、そ  
うしてその後におきまして、七月一日  
から今度は年度末までのものについて  
しなければならなくなつたのは、御承  
知の通り本案が今月一ぱいといふこと  
になつております。特にそういうことを  
わけであります。特にそういうことを  
改めて御審議を願うということになる  
しまいますすると法案のもともなくなつ  
てしまらわけなのでありますて、です  
からどうしても審議いたしますとを  
残すためにも、今日中にぜひ形をとり  
たいというわけで非常に急いだわけで  
ござります。

にあるわけですね。従つてその話し合ひが裏があるのであって、それでは七月一日以後今まで通りの補助金等の臨時特例がずっと続くという前提で、そういう措置をやつたわけではないと思います。ですからもしあれなら、最初の一都改正法律案を可決すればいいわけでしょう。そこに話し合いがあるわけであつて、そうして七月一日以降については、これから予算修正と関連して、その特に補助金の問題について、話し合いはこれは政治的の問題になると思うのですが、その点を修正あるいは撤回すると言わわれたのはそのことぢやないんですか。

○政府委員(林修三君) ただいま床次理事から御説明になつたと補足しなふらして、純技術的な問題でございまして、この取扱いをいたした次第であります。单なる事務的な立場におきましては、このこととをちょっとと御説明いたしておきます。これは御承知のように政府案で出ております補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案、この内容が、先ほども御説明がございましたように、一応この法律が五月三十日まで今実は有効になつておるわけであります。それを来年の三月三十一日まで延ばそうという前提で出ております。従いまして非常に技術的にになりますが、その内容をこらんになりますと「附則第十項中「昭和三十年五月三十一日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改め」という内容に実はなつております。ところが、今度衆議院から御提出になりましたこの法案は、その五月三十一日まで期限がある法律を一ヵ月だけ延ばしております。つまり今の御説明になりました法律でごらんになりますと、「昭和三十年五月三十一日」というのを、「昭和三十年六月三十日」に改めるということになります。従いましてこの法案が成立いたしますと、政府案の方で内容になつております「附則第十項中「昭和三十年五月三十一日」を」というところの「を」の改正される対象がどうしても違つて来るわけであります。こういふ次第で、ここを「昭和三十年六月三十日」を「昭和三十一年三月三十一日」に改めるといふ形に

同時に附則の中で、地方財政法の中に  
も同じように技術的修正をしなければ  
ならないことになります。そういうふ  
うでございます。そういう意味で、手  
続としては政府修正という形もござい  
ますし、あるいは衆議院の委員会で御  
修正くださる方法ももちろんあるわけ  
であります。それから政府が修正ある  
いは撤回して再提出する手続、いろいろ  
手続はあります。それはいろいろ今  
後私ども考えてみますけれども、いづれに  
しても、そういうふうなまづよく  
技術的な、内容に触れない、実質に触  
れない、技術的な修正をしておる、そ  
ういう意味でございます。

て、一方本法の期限が今日に差し迫つておりますまして、その相反する二つの要請上やむを得ず、こうした特別の措置をとりいただく場合には、その措置に即応して善処いたしたい、かような考え方を持つておるのでございまして、七月以降の問題を私どもとして最初の提案を変えるということを今日考えておるわけではございません。もっぱら時間的な関係から、かように相なりましたということをお答え申し上げたいと思います。

○木村禪八郎君 それは事務当局としてはそういう説明よりしようがないと思うのです。それはまあ実際問題としては、その補助金に関する政治取引の問題が残されていることは、もう疑いない事実でございますが、大蔵大臣にこれは聞かなきやならぬと思うのですが、補助金の問題プロペーでございましてね、もしこの法律が、じやここで通らなかつたとすると、まあかりに一ヶ月分とすれば、どのくらい財源措置が必要ですか。

○政府委員(村上孝太郎君) お手元にすでにお配りしてあるかと思いますが、この臨時特例法関係で節減になりますところの経費というものは、約年間を通じて十九億でございます。その中で季節的なものもございますが、たとえば新入学児童に対する教科書の無償配付、まあそういうものを除きましてのものの十二分の一、こういうふうにお考えになればよろしかろうかと存じます。

○木村禪八郎君 この補助金については、まあいろいろ非常に大きな問題があるわけですが、われわれとしてはこ

の補助金の中では、あるいは削減、あるいは減に賛成の部分もあるし、あるいはそれを不适当と認めておるものもあるのです。われわれとしては……。そこで、今度の六月暫定予算についても、その点についてはやはり問題になるわけなんです。そこでこの際、補助金そのものについていろいろ質問したいのです。かの人の質問もありましようから、あとまた補助金そのものについて大蔵大臣に質問することにしまして、私の質問はこの程度にしておきたいと思います。

く同じ趣旨におきまして、同じ内容におきまして補助金を検討して処置をつけようというわけであります。

○菊川幸夫君 そういたしますと、大体大臣といいますか、政府の方でも、四、五、六と、これと同じようにもつていただきたい、こういう御意向なんでありますから、それで、この法律案を政府から出されておるわけでありますからね。また与党の民主党の方でも当然政府とあらかじめ打ち合わせられまして、四、五、六に引き続いて七、八、九、十と、ずっとこの通りにやつていただきたいということに大体民主党の方でもなつておりますと、こういうふうに解釈してよろしくございますが。

○衆議院議員(床次徳二君) これはすでに予算が提案せられておりますので、おわかりかと思うのですが、あくまで予算の処置と、予算を編成いたしまする場合の方針というものを、そのまま、それにマッチいたしますところの補助金整理の法律案という形によつてこれは提案されておる、かまうに御解釈をいただきたい。なお、それで今後の問題に關しましては、私ども同じ趣旨で考えておりますが、ただ手続上から申しまして、七月からの分は、あらためて御審議を願うという形にならざるを得ないといふことを申し上げておきます。

○菊川幸夫君 そろすると、床次さんとの今の御説明では、これは大体手続上の問題であつて、本予算が審議されるときには、当然民主党の態度としては四、五、六と同じようにいくつもありだ、そういう腹でおられるかどうか、

こういふことを聞いておるのでですが、たやつをやつしていくなら、もう、ついでにそのまま通しても、これは事務的には差しつかえないと思うのですが、わざわざ衆議院でこういう御案をお出しにならなくても、政府の原案をそのまま通しておけば、これは一向差しつかえない。三月三十一日までそのまま放つておけば、予算の原案もそうなつておるからして、これを何らかの政治折衝の合意を残しておこうという用意があるからして、民主党のほうでも六月暫定予算だけにこれを一つ切つておるからして、これでいろいろと修正する腹があるかどうかということを聞いておる。最初にこの予算を編成するときには、当然第一党である与党のほうでも、これは、これで一こうという方針でお出した。ところが予算がとの問題になつた。ところが予算が審議について難航しておるから、こういふことにらみ合わして考えよう。こういふうちに方針がお變りになつたのだと、こういふふうになつたのか、一ぺん伺いたい。

に解決いたさなければ案 자체が弊案になってしまふという状態になつておる。従つてこれを救済するためには、どうしても本日までにこれを整理さしておく必要がある。しかも幸いなことは、暫定予算はすでに衆議院の方は決定しておるという状態でありますので、この問題のない部分だけを处置いたしまして、そうして進行させるという状態になつたわけであります。

○菊川孝夫君 それでは、予算がまあ今審議中であるけれども、法律案だけは政府の原案を通してしまつておいたら、これは事務上非常に差しつかえのあるところかどうか。これを法制局長官に一つお伺いしておきたいのです。が、政府の原案そのまま三十一日までやつてしまつたということは、これはできないことですか。どうですか。この点を伺つておきたい。

○政府委員(林修三君) これは純粹に法律的に申せば、それはできないことじやございません。もちろん法律といふものは、ある期間あらかじめきておりますね。それに基いて予算を組むといふことは幾らでもあることじございますから、純粹に法律的に申せばできることじやございません。ただこれは予算と密接な関係のある実は法律でございまして、普通の法律は、それはど実は——もちろん予算とは関係のある法律が多いのですが、これほど、うはらになつておる法律は少いだらうと思います。そういう意味で、本予算がまだ衆議院を通らないといふ時期においては、やはりまあ予算と合せるという意味で暫定予算の分だけにすること、これは当然考えられることで、また、むしろいいこ

とにかく申せば、それで済む。純粹に法律的に申せば、たつきを申し祺してたように、やがなれ」とやは「わざとせん。

○菊川孝夫君 そうすると、衆議院の特別委員会の御論議は、やはり補助金

○菊川孝夫君 それでは、まだ個々の補助金についてこれをどうするか、これはそのままもう一回復活するか、うような、個々の補助金一つ一つについてまだ衆議院の方では御論議されただけであります。

○衆議院議員(床次徳二君) に、ただ事務的な処置として取りあえずこれを挽回しなったのですか。

中止せられましたのでござりましては、個々のものにつきましては慎重審

議を遂げた結果がここになつておるわけでござります。いろいろ増額の意見もありましたし、あるいは廃止してもいいじゃないかなどうものもありましたが、それぞれ検討した結果、ただいま申し上げましたような結論になつたので、すでにこの点は、予算というものが、暫定予算は成立。ここに終ります。

議をしてあります。また当委員会におきまして十分審議をしてあります。曹定予算の際におきまして十分審議をしてあります。また当委員会におきまして個々の問題につきましては相当質疑応答がありまして、こういふ結果になつて居たのであります。

○菊川孝夫君 非常に床次さんのお話

うであります。従つてそれなら、本予算の審議と、これは密接に、あとの

問題、七月以降の問題も関連してくると思うのであります。従つて特別委

員会のほうで御審議される場合には、特に予算委員会との連絡が一番大事な問題になつてくると思うのであります

が、予算が通つてしまつた、こういうことになつてきますと、今度の七月以降の分につきましても、予算の通る前に態度が決定されなければならぬわけ

ですね。大体六月の四日ころには本院が衆議院は通る。いろいろふるな」を日程をくつてみると大体六月四日ころには、修正されるところもあるいは組み合われるかは別といたしまして、參議院のほうに回ってくるんじやないか、こういう予想をしておるわけです。七月四日までには、この特別委員会も予算が通つてしまつたら、あとでは何ともならんから、今の暫定予算でも、予算が通つてしまつたら何ともならないといふことなら、六月四日までに衆議院で結論をお出しになつて、そこからにお回しになる、七月以降の分についてはこういう腹がまえで御審議を進めておられるのですか。そ�でないところに、今の六月の暫定予算にこだわつての説明と話が合わんことになるだらうと申いますが、その点を伺つておきたい。

されるときには、同時にかかる、こうこうことでなければなりませんから、うらはらのものはなりますから、予算がこちらへたけれども、こいつだけは回りつゝものでは、まことに衆議院上院ると思います。予算回つてくる、そういうつもりもお進めにならなければならぬから、床次さんの御説明をみると、衆議院の方針から考へらなければならぬ。また今月以降の補助金に対する態度を衆議院が決定され、回つてくると、こうこうふうてよろしくござりますか。そして今の説明は話が合いません。

○衆議院議員(床次徳二君)  
御意見がありましたら、予算  
は十ヶ、大体これにて十ヶ

されに 大体これに文する  
うものもきまつてくるといふ  
可分のものではないかと思つ

す。ただ事実において、法案終りましてこちらに送付できかといふことについては、二

的な問題でありますので、私の  
その点、今から何とも申し上

はないのですが、当然予算がすれば、こういう法案に対す  
いものば、同時にある程度

同時にまた新規に  
し得るものではなかろうかと  
もさように考えております。

○菊川孝夫君 これは特別委  
けて審議される以上は、予算

前に、特別委員会で、補助金  
るかということをきめなければ  
ね。予算がきまつてからではだ  
六月四日に通るとするなら、

早いところ、きめなければならぬ。予算がきまつてからではどうもしようがない。あとで法案を直しても、予算がきまつてしまつてはだめだ。予算のきまる前に補助金をどうするかといふ點においておきめにならなければ話にはならぬ。今までの話を聞いてみると、それは委員長、そういうふうに運営されますか。そういふうに当然おやりにならなければだめだ。ここで六月分の暫定予算について以上のような説明をされましたが以上は、当然参議院としてはそれをあなたの方、——あなたの方と言つてもやられであります。参議院のほうに御要望申し上げるのは当然だと思います。これは床次さんも御了解願えると思ひますが、どうですか。

○衆議院議員(伊東岩男君) ただいまおきめの御意見は筋として当然のことだと考えますので、これは当然並行して審議を進めるべきものと考えております。さようにいたしたい所存であります。

○薬川孝夫君 そうすると、くどいようではありますが、予算が回つてくるときには、それで一応財政的な面におきましては、補助金に対する態度は衆議院できまつてしまつわけであります。

ただこの法律案は事務的な処理にすぎない、こういふうに私は解釈したほうがいいと思うのですが、従つて衆議院のほうで予算の態度がきまる前に、補助金特別委員会におきましては、この補助金をいかにするかという態度をおきめにならなければならぬのじゃないか。われわれのほうでも、参議院におきましても、やはり当然そういう態度で補助金の問題とは取つ組んでいかなければならないと、こういふうに考えておるのであるがね。それは理屈は

そうだと思うのですよ。

○衆議院議員(床次徳二君) この点は理論的に申しますれば同時にきまらなければならぬものである。しかし実際の扱い方を見ておりますと、こういふ法案だけが出て予算が出ていないといふこともあるし、予算がきまつていっては、あとから追つかけてこういう補助金の態度がきまるという場合もあるのじやないか。これは実際取り扱う場合におきましては差がでてきますが、理論としては、これは同時にきまるべきものじゃないか。この点は私もよろしくお伺いしたいのですが、かりに本日まででに政府提案通り、すなわち期限を年一度一ぱい、来年三月三十日までとして、その後予算折衝等におきまして補助金の実体が変る、補助率を上げるとか、いろいろなふうに実体が變つたという場合には、またそれに伴う法律を作らなければならぬと思うのですが、その場合には今日までに通過した法律がすぐ廢案になつて、また新しくやるのか、それとも一事不再議の原則に反しないものかどうか、その点お伺いしたいのですが。

ものかと考えてみますと、これは全く議事のものにつきまして、あるときはAという結論を出し、統いて直ちにBという結論を出すということは、これは全く議事の運営を混乱させるものであります。従つてそういうことはいけないということが、根本は実質的には違つものだ、たとえば今おつしやいましたように、一応来年三月三十一日までときめるといふことがかりに法律で成立いたしました。その後、客觀情勢の変化によりまして別の必要が出た、さらにはまた法律できめるということは、必ずしもこれは一事不再議の原則に当らないのじやないか、かのように考えていいのじやないか、私はさように思います。これはいろいろ国会の今までのお取扱いのいろいろの慣例もあるようですが、が、私ども考えますのに、結局一事不再議の原則といふものがどういうためにあるのかといふところから考えて、そういう必要のないものには考へなくともいいのじやないか、そう考えておられます。

場合に廃案と申しますか、全くその内容が変つてしまえば実質的には廃案に近いものになりますが、一たん成立した法案がさらに改正されるという格好だと思います。従つて実質的には、一たん成立した法律の相当部分が働き得ない状態、あるいは働くにしてもわずかに数日間しか働きぬということになると想います。しかし一たん成立した以上は、その法律が、数日であろうと、あるいは数十日であろうと、数カ月であろうと、働くわけであります。それだけの意味は持つておる。廃案になるということとは、やはり廢うのじやないか、かように考えます。

逆に申しまして、今度は予算のほうが多いといふことになりますと、これは当然予算のほうは不用にしてもしかるべきじゃないかと思います。もちろん執行上、法律を執行する建前から、法律で命ずる以上の予算を出すべきではないと思います。そういう今の意味から申しまして……。そこで多少国会の御審議の都合で、今過去の例をとりましても、法律と予算とが多少食い違つた例はなくもないわけではございません。建前としては同じ国会の御意思でございますから、予算と法律とは常に一致してしかるべきものだ、また一致する建前のものであると考えるわけであります。

入のほうでござりますが、これは御承知のように、同じ予算と申しまして、も、歳入予算と歳出予算とは多少意味が違うと思ひます。歳出予算は全く政府に田畠権限を与える行為だと思いますが、歳入予算は、これは御説明するまでもなく、今までの予算の例におきましても、歳入は法令に従つて徵収するという考え方で、歳入は歳出に対する一種の見合ひ目積りに過ぎない。そういう考え方ですから、歳入のほうは法令に従つて政府はとるべきものと、かように考えます。しかし歳入予算だけがあつて法律がなければ、もちろんとれないわけです。そのため歳入歳出のバランスを失するということになれば、歳出のほうを何とかしなければならない、こういうことは当然起るだらうと思ひます。これはどちらも国会の御意思でおきめになりますことで、政府としては両方矛盾なく執行していくほかに方法はないだらうと、かよに考えております。

る、政府自体はあなたまかせで、どうぞ御勝手にというふうに見える。法案に対する態度が、そういうふうな態度で、一々参議院のほうに豹変した態度で、先ほど大蔵大臣の出席としては非常に迷惑だと思ふ。で、そういう点で、先ほど木村委員のほうから政府の責任者である大蔵大臣の出席を求めて、その間の事情についてつぶさに、もう少しく、政府として法案を出すからには、基本的な態度を明確にしてもらわなければならんといふ気持ちを持つておられるわけです。これは委員長に対して、大蔵大臣の出席を求める点を一つここで要求したいと思うので

○委員長(青木一男君) ただいま大蔵大臣の出席を求めております。

○岡三郎君 参議院のほうで、こういふふうな法案を提出してきなことについて、参議院のほうとして、これは迷惑していると私は思ふ。実際問題としてそういうふうな法案に対し、予算と法律との関連につけても、何か聞いて、この本予算案に基きまして、補助金等臨時特例法につきましても、昭和三十年度一ぱいさらに延長していくだくということを希望申し上げまして御審議をお願いいたしたわけであります。今日もなおその方針には何ら変りはございません。ただその御審議の過程におきまして、先ほど申し上げましたように、法律案の期限が本日をもつて切れることに相なつておりますが、たまたまこの本予算案並びにこれに伴いまする特例法につきまして、若干審議の時間が必要であるということに相なりました。これを本日までに議決していただきたいことは、いつでもできるのと、何か一致しなければならないということばかりを言つておる。ところが法制局長は、予算是予算で法律は法律として別個に審議して、食い違つた場合においては、小部分のようなどころについては何とかするということは、いつでもできるのだと、これはなぜそういうことを言つたのか、なんといふことを言つておるから、私はあえてそういう言葉を使つたのです。先ほども衆議院の提案では、何かしら、一致しろ、一致しろと、いうふうなことを言つておるわけです。そ

がこういうふうに繰り返されてきて、いるわけですがね。一体どちらの法案が望ましいのか。これは自由党が横車を押してこういうことになつたんだろうと思ふけれども、しかし、そうなつたことが、多少まあ

からには、その両方へまあ理由をつけがわからぬ。政府のほうへ聞くが、まあ大蔵大臣が来てから聞くことです

が、どつちが好ましいのです。この法案について。

○政府委員(正示啓次郎君) お答え申し上げます。先ほど来繰り返して申し上げました通り、政府としましては、本予算案を提出いたしまして、日下御審議をいただいております。その

ものが違つてゐるといふことは、これは、まことにおかしいことでございま

す。国会における御意思が、そういうことについて食い違つてゐるといふことは、これはあり得ないことです。まことに食い違つてゐるといふことは、私ども思うわけございません。その

点は決して、どうなつても、食い違つてもいいのだといふことを申し上げるわけではござひませんから、御了承いただきたいと思います。

○木村禪八郎君 ちょっとと関連しまして……。予算措置を伴わない、新たに予算措置を伴わない法律案は、これは予算とも関係がなく一応通していいの

であります。今度の場合は、これが通ることによつて予算増額になる、新たな予算が必要という場合は、これは非常に密接な関係があると思う。実際問題として、これが通ることによつて財源措置をしなくていいというのでしょ

う。ですから、最初の原案、原案は、これは予算と一応別個に通しておいておるこの法律を、とりあえず暫定予算の本日をもちまして期限の切れます。

つきましては、まことにやむを得ないのじやないかと、かように考えます。

○木村禪八郎君 今のお質問を解説しておりますよ。衆議院が修正したように、

六月一ぱいといふようにこの法律を通しておけば財源措置が要らないのです。最初の政府案の通り、来年三月三十一日までといふことを通せば、な

どもそのために新たなる財源措置が必要ないのであって、むしろこれを通すことによつて財源措置を講じなくていいのでしよう、実際問題として。

そういう場合に、これを通して、最初の原案通り通しておいて、そして実

おる次第でございます。

○政府委員(林修三君) 先ほど実は、私の申し上げましたことが、多少まあ

誤解をせられてゐるのぢやないかと思

うのですが、実は予算と法律案はもちろん一致すべきものでありまして、ど

うでもいいのだといふことを申し上げ

ます。それで、ぜひとも今月中に

通りませんと、これは実は予算措置を

必要とすることになります。そういう

意味においては、実はぜひとも今月中に通りませんといけないと申します

か、予算との食い違いが生ずるわけで

ございます。それで、ぜひとも今月中に

通りませんと、これは予算がすでに

準備をせられましたもの通りやるとい

う、実際問題として。その点どうす

か。一応財源を伴わない法律案と似て

いやすませんか。

○政府委員(林修三君) ちょっとと私、

傍聴かも知れませんが、御承知のよう

に、補助金の特例法律がきょう今までに

に今度問題になつております法律案の

ように、全く予算と法律がうららの

ものが違つてゐるといふことは、これ

は、まことにおかしいことでございま

す。国会における御意思が、そういう

ものが違つてゐるといふことは、これ

は、まことにおかしいことであつてござ

いません。

○衆議院議員(床次徳二君) 政府の提

案いたしましたものの通りやるとい

うことであります。それで、ぜひとも今月中に

通りません。これは予算がすでに

準備をせられましたから、増額

を要します。増額を要しない点は同じ

であります。今日の場合におきまし

ては、年度末までの一般予算に闊し

ません。なお六月までの分につきまし

ても、この通りにやりました。六月

までに暫定予算が一応衆議院とし

ましては決定しておりますから、増額

を要しない。増額を要しない点は同じ

であります。この通りにやりました。六月

までに暫定予算が一応衆議院とし

ましては決定しておりますから、増額

を要します。増額を要しない点は同じ

であります。この通りにやりました。六月

までに暫定予算が一応衆議院とし

ましては決定しておりますから、増額



て、政府が考えておりますこの見解が、必ずしも委員会の御審議で御同意を得にくくなり、そしてまた他面他の解釈もあり得るような次第で、しかもこの法案も早く御審議、御決裁を得なくてはなりませんといふ事情がありまして、全体の諸般の事情を勘案をいたしまして、そして衆議院の提案に同意をいたしたわけであるのです。私どもいたしましては、あの場合やむを得なかつたことと考えておるわけでござります。

○岡三郎君 まあやむを得ない措置で

あるところ、点も一応了解できますが、法案を提出する場合において、政府としては各種の角度から検討をして出されたわけである。で、それに基いてわれわれは資料を求め、そしてその提案理由に基いて審議しておるわけです。そういうふうなことで、衆議院の方において五月の本日の幕が切れてはいけないというので、六月末に延長をとらうことなどを出してきたんですが、本員としては、どうして衆議院がこういう六月末といふものを出してきたかもまだ明確にわからん状態にある。そこで私が考えるならば、来年の三月三十一日までの法律案として政府が出した点について、こういうふうに衆議院が出したことの、この法案に対してもすね、急速に歩み寄つたといいますか、やむを得ないんだといふような態度が事々に出るならば、これは予算問題だけではなくして、大蔵委員会としても非常に迷惑だと思っておるわけです。

○國務大臣（萬田尚登君） 実はこれが  
につきましては法制局の意見も微すこした  
のであります。どうもこの意見が一  
つ生れたというか、六月だけの暫定予  
算と同じに六月分のだけに限る、これ  
が一つ。それから一年を通じてと、こ  
ういう意見がありまして、そして今  
日、六月だけを一応限つて、これで同章予  
算としておりますので、私は一応七百  
以降の点については所要の措置を今後  
とりますが、一応この六月のこの案で  
参りたい、こういふふうに考えており  
ます。

○岡三郎君 どうも言葉が不明瞭で最  
後がわからなかつたんですね。そろそろ  
ると政府の方としてはいずれでもいい  
といふわけですか、大蔵大臣はいづれ  
でもいいといふ考へ方ですか。

○國務大臣（萬田尚登君） 私は大蔵  
大臣といたしまして、六月分だけの通  
過を願いまして、さらに年度末までの  
延長について御審議を願うことにいた  
したい、かように考えております。

○岡三郎君 現在參議院で暫定予算が  
今審議中なんですが、きょう上るとい  
う予定になつておりますが、審議中の  
わけです。そういうことを考えてみると  
といふと、この本予算との関連で、一  
応六月の暫定予算が上つたとしても、  
七月も暫定予算にならんとも限らん。  
これはまあ推移を見なければわからな  
いわけですが、一応そういうふうに考  
える面も至当だと思われる点があると  
思ふ。そういうことになつた場合に、  
大蔵大臣としてはどういう措置をおと  
りになるか。

は、七月以降についての延長についてあらためて御審議を願いたい、かように考えております。

かんでも上げてくれといふふうなことではなはだ私は迷惑だと思う。だみら今後の取扱いについて、いずれの機会においても政府はこういふうに措置するのだという態度を明確に私は一直到いてもらいたいと思う。これは大蔵大臣に。

るかどうかわかりませんが、やつておかななければならぬ情勢にきておるのではないでしようか、大蔵大臣に伺います。

○國務大臣（一萬田尚登君）たびたび同じような答弁を申しましてまことに相濟まないと思うのであります。私が、私といひましては、七月の暫定といふものはやはりいろいろな影響等を考えまして、ぜひとも避けたいという考え方を持つております。今後あらゆる努力を払いまして、本予算案が六月中に国会を通過いたしますよう最善を尽して

○岡三郎君 そうするというと、七月の暫定予算を考えておらぬ。それはそれなりでいいと思いますが、参議院において本法案を審議する場合においても、これは六月四日程度、あるいはその後において衆議院が本予算をどういふうに上げてくるかまだわからぬ。それがまあ追つて参議院に回つてくると思うわけですが、その審議過程といふものはまだ明確になつておらぬわけだ。そういう点について、一応こういふものと切り離して、補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案といふものが並行的であるとは言つても、一応この問題については別個に出してきていると私は思うわけなんだ。そういう点について、この本予算が審議されるということはまだ不明確な状態に参議院においてはあるわけなんだ。そういうときに、七月も暫定予算がわからぬといふことを一つの問題ですが、七月の暫定予算といふものが今後の推移によっては出てくるかもわからぬといふわけなんだ。そういうふうな点について、そのときはそのときで考へるといふにはねば、それはまた本委員会において、一体どういふふうにこれを出してくるのかといふ点も一応聞いておく必要が私はあると思う。つまり本予算との関連において暫定予算といふものが、七月予算といふものが出てこないということは言いつれないと思う。私ども委員会としては、それを今考へておらぬということは、またそのときになつてそそくさとやつて、また時間がないから、何でも

○國務大臣(一萬田尚登君) 御質疑の件  
○木村賀八郎君 大蔵大臣ちよつと。  
御承知のように参議院は大体予算審議だけに一ヶ月これが予定しておるわけですが、そなましますと衆議院は通るのであるが、大体今からいって今月通るはずがない。これから修正があり等々やりますと、まあ六月の三日か五日ころにならぬのである。それでやれ、そういうことになると、従来の慣行からいってもこれは非常に問題がある。参議院に大体一ヶ月の審議を縮めるとということになる。一ヶ月以内でやれ、そういうことになると、それを求める権利があると思うのです。が、そうした場合、やはり実際問題として七月暫定予算を、それを一応考えなくておかないとですよ、これは私はいけないのではないかと思う。実際問題として、もしそれは組む意思がないといふことになれば、参議院の予算審議は詰めてもららう、そういうことになるのです。が、それからこまざきますと、美術問題としてどうなるのですか。もう大蔵省でも一応その作業は、そなまことは間違いないのですから、さよなら御了承願います。

るかどうかわかりませんが、やつておながななければならぬ情勢にきておるのではないでしようか、大臣に伺います。

○國務大臣(一萬田尚登君) たびたび同じような答弁を申しましてまことに相済まないと思うのであります。私がいたしましては、七月の暫定といふものはやはりいろいろ影響等を考えまして、ぜひとも避けたいという考え方を持つております。今後あらゆる努力を払いまして、本予算案が六月中に国会を通過いたしますよう最善を尽していく。これが私の心境のすべてであります。

○岡三郎君 そうするとこの衆議院から提出された法律案がですね、かりに本日通過した場合において、政府が今提出しておる法案をどういうふうにこれを処理するつもりですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは常識的にはある程度修正が必要と思うのですが、法律問題に關係すると思いますので、法制局長官からお答えいたします。

○政府委員(林修三君) これは先ほどちょっとお答えしたと存じますが、やり方としてはいろいろござります。衆議院の委員会における審議過程で御修正下さる方法ももちろんあるわけでございますが、しかし何と申しましても政府案を当然直さなくちゃならない立場にございますから、政府として処置をするのが至当だらうと思うのであります。政府として処置をする方法といつしましては、いわゆる一部を修正するという点がまず第一に考えられます。原案修正でござりますから、衆議院の院議を経て原案の一部を修正す

る。場合によりましては撤回をして再提出をする。内容は修正でございますが、形式としては撤回をして再提出するという方法もございますが、ます第一に考えられることは、政府の原案修正でよからうと思ひます。

○岡三郎君 私は政府に注文するところは、やはり初めに帰りますが、提案をしたならば、政府としてその提案した態度といふものを見ていくことが必要ぢやないかと思う。それに対して衆議院において修正するなり何なりするなりは、これは当然行えることであるとしても、それが時間の経過とか、あるいはもう時間がないから、何でもいいから一つまとめてもらいたいといふうな形に大蔵大臣が豹変するといふことは、非常に法案を提出する当事者として私はいい態度ではないと思うわけです。そういうことに対しても時間がもうないのだといふことも、法律を提案する方の政府の責任であろうかと思ひます。そういう点で風の吹くままに当面糊塗して、どつちがいいのだからわからないようだ。こういう法案の状態において、政府が屈服するといふうなことで、国政を担当していく場合において、法案を提出する立場の当事者としてまことに心もとない。

こういうふうに考えて質問を続けてきたわけですが、今後こういうことがしばしば起つてくる心配も私はなきにしもあらずと思ひますので、大蔵大臣の態度、これをお聞きしたいと思う。

○國務大臣(一萬田尚登君) 法案に対する私のとりました態度につきまして御注意があり、私も私のとりました態度がよいと、ある程度私も遺憾に考

めることもありません。がしかし、これは法律の提出の仕方について法律上の解釈が二つに考え方があるといふことがあります。そうしてこの提出する仕方に関するこの問題について、私は

正でよからうと思ひます。内閣は法律の提出の仕方について法律上の解釈が二つに考え方があるといふことがあります。しかしそれでもありますし、そうしてこの提出する仕方に關するこの問題について、私は

絶対にやらぬつもりだといふ言明を得ない、こう考えたわけでありま

す。しかしそれでもそういうことを繰り返されるといふことの好ましくないことは、これはもう申しません。またかよろくな事柄についても今後十分慎重に、実はいろいろと

かかるだけの考慮は払つたのであります

が、しかし事情やむを得なかつたよう

な次第であります。今後はしかし一そ

うそういう点について注意を加えてや

ることを申し上げておきます。

○小林政夫君 私は質問

といふより

は、大蔵大臣の耳へ入れておきたいと

いふことなんですが、先ほどこの案の

修正の意味で、別途の衆議院からのそ

の考え方を聞いてみると、予算と法律

案といふものを完全に裏づけるのだと

いう建前でやられておる。その態度は

筋の通つた考え方で、非常にけつこう

だと思いますが、その態度を今後もす

べての法案について、予算とどちらはら

の関係にある法案について堅持される

のかというだめを押したところが、伊

東委員長及び床次理事は、そうですと

いうことであります。これはこの臨時

特例等に関する法案についてのみ申し

上げたのではないで、税法、その他

すべて予算とらはらの関係の法律案

については、予算は通したけれども法

律は勝手に変えるのだ。今度は前の国

会と違つて、新しい衆議院になつてお

りますから、前の古い衆議院の例を引

いても当りませんけれども、繊維税の

問題であるとか、あるいは入場税等の問題において予算は通しておきなが

たたと思います。

○國務大臣(一萬田尚登君) 全くお話を

の通りであります。

○木村禪八郎君 大蔵大臣伺います

が、今臨時特例法の内容になつてお

るの

補助金について、大蔵大臣はこれ

の修正等があつた場合は、これは応ず

るのですか、感じないのでですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 増額に応

することはありません。

○木村禪八郎君 大蔵大臣伺います

が、伊東委員長及び床次理事からあります

が、絶対にやらぬつもりだといふ言明

</div

まして、昨年一ヵ年この法律の施行の停止をお願いいたしまして、幸い御同意を得たのですが、本年度におきましても、諸般の情勢は昨年度と同じであります。なお一兆円の緊縮予算の必要性は加重されておるようなことでござりまするので、さらに一年間この法律の停止をお願いしておるような次第でござります。

ら、幸いこれが一ヵ年支給しないこと認められたと言われましたが、一体今貧困家庭がどんな状態にあるか、実際そういう生活実態を見たことがあるのかどうか。これは方々地方へ行きまとど、それは実に、これはラジオなんかでもよく放送されたりります。教科書の無料配布については非常に希望があるのです。今教育費の父兄の負担といふものはどんな状態であるか、実際に調べたことがあるのかどうか。それは一応大蔵省は大きな数字としては調べているかもしません。しかし実際に貧困家庭へ行って、こんななさい。もう毎日、政府の教育予算が少いため、小学児童の P.T.A の負担というものは大変なものですよ。この金額はわずかなものじやありませんか。五億二千八百万円でしょう。この程度のものを一兆円予算をまかなうためにこうやって削らなければならんといふ、その意味ですね。私は実際このプラス面とマイナス面と考えてみて、そのどちらが重要か。

○政府委員(正示啓次郎君) かさねてお答え申し上げますが、木村先生のおっしゃる御趣旨は、われわれも十分よくわかるつもりであります。特に貧困家庭と申しますか、生活保護家庭の認識は持つておるのであります。しかし、ただいま木村委員が御指摘になりましたよな、ほんとうに困る児童に対しましては、私どもいたしまして、十分その必要なところには措置をいたしておるつもりでございます。

生活保護階級につきまして常によく実情を把握しておるかという御質問でござりますが、この点につきましては、大蔵省といたしましても、厚生省といたしましても、厚生省といたしましても、生活保護費の適正な実施につきましては、常に関心を払いまして、できるだけの努力をいたしております次第であります。

○木村龍八郎君 今、正示さんの御答弁するような状態にはないのです。それはほんとうに生活の保護を受ける人を受けられない人との境目にある人は、これは大へんなものなんです。それでわずか五億二千八百万円、これを削ることによって、何ほど一兆円予算の方について会計検査院からいろいろ指摘されている。防衛厅なんか非常にむだに使つております。ずいぶんむだな使い方をしていながら、そういうこと

については非常にルーズに使い、まあ防衛費なんか簡単に多額にふえるが、こういう非常に金額は多くないよう見えて、そうしてこの民生の、特に經濟的弱者の方にしわが寄つてくる面が、この予算を見ますと、金額は小さくいけれどもすいぶんあります。そういうふみつちい削り方をしていて、それが目に見えないようですかれども、ぜいぶんこれは民生に悪い影響を与えているんですよ。ですからこれにつけてはもっとこれは真剣に考えなければならぬんじやないか。で、特に社会教育関係、社会教育設備補助金とか、この削つておりますものを見ますと、あるのは厚生省関係でも、精神衛生相談所費とか、何とか非常にみつちい削り方をしている。それがまた民生関係のものが多いんです。それであるほど一般会計で厚生省予算が幾らふえたと言つても片っ方に置いて……、実際につきる末端へつてみると非常に必要なものがある。末端の生活の把握というものが実際私は足りないと思うんでよ。そうふう点でこんなみつちい削り方をするのは反対なんです。もつともっと節約すべきところはうんとある。それは一兆円予算のためにもうつまらん財源あさりをして、こうこうところへしわ寄せしてくる。今後もまだまだ私はあると思う。防衛費がだんだんふえてきますと、財源あさりするために、なんだんこうこうこうみつちい削り方を末端においてやつてくる。こういう点については十分私は考えなければならんと思つんですが、それでこうこうようなみみつちい措置はどうですか。全体で十九億なんです。むしろこの法案がこ

ここで、それこそわれわれの方として  
は、幸いに通らなくて、十九億ぐらいの  
の措置で、そうしてこういう補助が私  
はむしろ復活される方が望ましいと思  
うのですが、この点どうですか。  
**○政府委員(正示啓次郎君)** ただいま  
具体的な例をおおげになりまして、ま  
あ非常に割り方があるまいなしで、ま  
をこまこま削っているではないかとい  
うふうな御趣旨のように抨論いたした  
のであります。が、この法律案を提案い  
たしまして御審議のときにも、十分そ  
れはもう非常な大きな宿題でござい  
ます。従つて、まずその問題をぜひと解決  
え方を申し上げたのであります。が、補  
助金の根本的な整理と申しますのは、  
たしまして御審議のときにも、十分そ  
れはもう非常な大きな宿題でござい  
ます。従つて、まずその問題をぜひと解決  
え方を申し上げたのであります。が、補  
助金の根本的な整理と申しますのは、  
たしまして、ぜひとも根本的な整理案  
といふものをお出したいたいという  
ふうに実は考えておるのであります。  
ただ今御指摘の二、三の点につきま  
して考え方を申し上げさせていただき  
たいのであります。が、たとえば精神衛  
生費のことき、これは相談所の経費  
を、ある程度補助率を下げておるので  
ござりますが、一方、精神衛生対策と  
いたしましては、特にヒロボン対策等  
の非常に緊要な部面につきましては、  
重点的に経費をふやしておるのであり  
ます。また、ただいま木村委員のお言  
葉にもございましたように、社会保  
障、文教と、いろいろな施策につきまし  
ては、一兆予算の中でも特にその重要  
性を認めまして、三十年度予算では相  
当の増額をみておることは御承知の通

りであります。大体の方針といたしましては、すでに予算編成大綱その他でもはつきり申し上げておりますようになります。重点的に効率的な経費を認めると、いう方針で、比較的零細な、効果の少いようなものはしばらくがまんをしていただきたいという、こういうふうな考え方をとつておりますことを御了承願いたいと思います。

○本村禪八郎君 大臣に対する質問ですから、なるべく大臣が答えていただきたい。

○委員長(青木一男君) 大臣は午後も引き続いで出てあらることにいたしますから、一応これで休憩いたしまして、大体二時ごろから再開いたします。

休憩いたします。

午後三時二十九分休憩

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

補助金等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案(案第七号)の本審査に入ります。質疑を行います。

○湯山勇君 大蔵大臣にお尋ねいたします。最初四、五月暫定予算が出来た時には、四、五月と、五月末までに延期なされたわけですが、そういたしますと、当然、六月が暫定予算でなければならぬということになつたときには、それと歩を一にするために、政府の方から六月一ヶ月だけの延期といふ措置をとるべきだったと思うのですが、これはなぜそういう措置をおとりましたか? なぜかと思ひます。

○國務大臣（一萬田尚登君）四、五月  
分の暫定予算の時には、まだ本予算を  
提出いたしておりません。その後、こ  
の本予算案を提出することになりま  
して、そしてこの特例法を明年三月末ま  
で延ばす、そういう下に予算を組んだ

のであります。それで明年三月三十一日まで延長、こういう法案にいたしました。わけであります。

あります。つまり、六月以降本予算で  
出す関係上、六月以降来年三月末まで  
この補助金特例法を延期するという御

題旨はよくわかつておりますけれども、事実は六月もまた暫定予算を出さなければならぬといふ事態に到達したわけでござりますから、そろすれば、当然政府の方から暫定予算に対応するため、その出された法律を出したましまして、一ヶ月だけといふうにならぬのが至当だと思うのでござりますが、そういう措置をなぜなきらなかつたか、その理由をお尋ねしておるわけでございます。

○國務大臣（一萬田尚登君） その点につきましては、今お説のようにいたしましたれば、私もきわめて明白であるように存ずるのでござりまするが、これは法律問題でもありまするので、事務当局で十分検討を加えまして、法制局とも相談をして、ああいう形でよからうということでありましたので、ああいうふうにいたしたわけであります。が、その点について、なお事務当局から説明いたさせます。

○政府委員（正示啓次郎君） 湯山先生の御質問でござりますが、これは、私どもの最初の考え方は、どこまでも六月暫定は、四、五月暫定と違いまし

て、本予算を基礎にいたしまして組んでおる。これは先ほど大臣がお答えになりました通りであります。そこで、私どもいたしましては、できれば三月三十日の本予算に照応いたしました

一日までの期限の延長法案を、是非国会において暫定予算と同時に、あるいはその前に議決を願わしく、いろいろとお願いをいたしておつたわけであります。しかるに、その後だんだんと審議の進行とともに、その点につきまして、なお本予算が衆議院において審議中であるというふうな関係もございまして、七月以降の問題につきましては、この際なお若干の審議の時日を要するというふうな御判断の下に、どうしても六月だけの暫定予算に照応する

法律的措置を講すべきであるといふことが、最近になりまして衆議院の特別委員会におきましてそういう御議論が有力になつたわけであります。しかるに、そのときにおきまして、政府として原案を修正あるいは撤回といふふうなことをいたしますには、これは当時の衆議院の具体的な日程から非常に無理がござります。すなはち、もう一回

朝になりまして、委員会でそういう御議論が有力になつたのであります。すでに土曜日の衆議院本会議は散会をする、また月曜日には本会議がどうしても開かれないというような国会側の御都合がございまして、政府で原案を修正または撤回いたすことが

手続上時間的に余裕がないということに相なりました次第でござります。そのために、衆議院の特別委員会におかれまして、委員会として適当な御措置を願うということに相なつた次第であ

りまして、この点は全く手続的に、また時間的にさような事情が重なりまして、やむを得ずとられました措置でござります。

いたし方ない点があると思いますが、  
たゞ、そこでお尋ねしておきたいことは  
は、昨日予算委員会で問題になりまし  
たけれども、六月暫定予算は、本予算の  
一環として政策的なものを盛るか盛ら  
ないかということが非常に大きな問題  
だと思います。これにつきましては、大  
蔵大臣も、若干そういう政策的な要素  
はあるにしても、やはり暫定予算の性  
格上、そういうものはなるべくふるい  
落として、そうして暫定予算と同じよう

なもので、やむを得ないものだけくつ  
つけておる。こういう御説明があつた  
わけであります。そうすれば、そういう  
う予算が出されるときに、すでに今の  
ような検討をなさつて、そうして当然  
これは六月末までの延期にすべきだと  
いう御判断に立たなければならぬ。  
予算の建前上、そつでなければならぬ  
ふうふうと云ふことは罕見であるつづき

○政府委員(森貞一郎君) 予算の性格につきましても、昨日も申  
すが、これはそういうふうな考え方は、  
今の政府のお立てになつておる予算  
の建前からできないことであるがどう  
か、この点いかがでしようか。これは  
何だつたら主計局長の方から……。期  
間の関係がありますから。

し上げましたのでございますが、できるだけ本予算の審議の邪魔にならないようつにという点は十分配慮をいたしておりますつもりであります。そこで、その暫定予算と補助金の法律の延期法案と

の関係でござりますが、まず、四月二十五日に本予算を出しました。その際には、これは来年の三月まで延期するということで、そういう予算を組んでおりますので、当然政府といたしまして

では、それに見合うように一年延期の法律を出さなければならぬわけでありまして、それを出しておるわけであります。あるいは時間的には、現実に国会提出になりました時期につきまして多少の前後がござりますが、いずれにしてもこの一年延期の法律案を出さなければならぬということで進みました後で、六月豎法を出すまでは、つらいことになりましたときに、あらためて一月分の延期の法案を出すか出さぬか、いろいろ法制的にも問題がある

ところでございまして、当然出すべきだという御意見も私どもも十分承認いたしました。しかし、他方法律的に考えますと、もうすでに一年分の法案を提出いたしておりますわけでございまして、その一年分と部分的に重複する六月分の打切り法案を出すのも、法制上いかがかというような考え方も成り立つわ

けでございまして、相なるべくは、まことに恐縮な言ひ方でござりまするが、この一年間の延期の法案を出しておりまするその法案を暫定予算と並行して御審議いただけまするならば、それもまた一つのいき方であるとうううなことで進んで参つておつたわけでございまして、さうような経過からいたしま

して、一月分の観定法案を別途提出する時間的余裕を失なった。これはまあごく率直に申し上げました表情であります。何とぞその辺の事情は御鑒察を賜わりたいと思う次第でござります。

○湯山勇君　おつしやることはよくわかりますし、そういうこともありますのであります。そこで内容に触れることには差し控えたいと思いますけれども、この法律が内容的には相当重要なもの

○湯山勇君 邪魔にならないという結果をいたしまして、邪魔にならないと思いまして提出いたしたわけであります。

○國務大臣（一高田尚登君） 十分研究を、先ほど次長の御説明にもあつたまことに、含んでおるわけでございまして、これが果して本予算審議の邪魔にならないという御判断になつたかどうか、この点は非常に大きな問題だと思います。弁頤いたいと思います。

○國務大臣（一高田尚登君） 十分研究をいたしまして、邪魔にならないと思いまして提出いたしたわけであります。

論に到達したとおっしゃいますが、非常にたくさん重要な要素を含んでおりまして、その分を削つた代りはこちらへ回したとか、こういうところはこういうところで埋め合わしておるのだというふうな御説明が先ほどあつたわけでございます。従つて、大蔵大臣が言われるようく、邪魔にならないといいうふに簡単に切り切れないと恐れのせ

○國務大臣（一萬田尚登君） 大へん言  
葉が足りませんので悪うございました  
が、昨年度この臨時特例法の必要があ  
りましたその事情が、三十年度におい  
ては一そら必要があるというような事

○政府委員(正示啓次郎君) 先ほどい  
ろいろ内容的なお話をございましたの  
情に相なつて、そこで一年延期したわけ  
であります。なお具体的に詳しいことは政府委員から説明いたさせます。

申されましたよう、ただいま大蔵大臣からな整理といふような問題を昨年以来私どもは宿題として与えられておつたわけですが、この宿題に對しまして的確なる答案を出します時間的な余裕は実はなかつたわけあります。そこで、とりあえす、まず四月、五月におきましても延長をお認めいただきましたのであります、本予算の提案に際しましたが、前年度政府といたしましては当分の間という原案で出しましたものを、国会におきまして一年間といふうふうに御修正をいただいたのであります、この点につきまして、ただいま大臣が申されましたように、三十一年度におきましてもその客觀的な情勢はかえつて必要性を加重するような事態にございましたので、その判断のもとに、とりあえずこの法案をさらに御延長願いたい、こういうことをお願いをいたしますとともに、なお若干その他他の問題につきましても暫定的にこれに追加するものをお願いをいたしておるような次第でございます。つきましては、私どもいたしましては、今後とも補助金の根本的な整理案につきましては引き続き研究を進めまして、努力を払つて参りたいと考えております。

ら診療所にいたしましても、昨年審査するときには、二十九年度で独立しておるのが四十八、それから併設のものも含めが七百五十二ございましたが、そろそろ多額あつたものが、あの補助金をどう切つたことによって、あるいは少しあつたことによつてどういうふうに変ってきたか、金額の上ではなくて実態がどう變つてきたか、あるいは母子相撲員が大体七百八十九名でしたかあつたものが、どう變つてきたかといふよどよどなことについての資料はまだ出ておきません、今日……。そういう問題もありますから、その実態を知らしてよいので、果してこの補助金をこうふうにすることがいいのか、ほかへ向けてこれを補てていくのがいいのか、あるいは補助金を生かしてほんとに回すのを減らした方がいいのか、その辺は私はまだまだ問題が残つておるので、そういう観点から、先ほど大臣が、臣が、これでいいのだ、邪魔にならないのだというようなお話をあつたのに、これなければならない問題だと思いまして、そこでこういう問題は当然本予算の審議において十分検討されねばならない問題だと思つておるので、そういう観点から、先ほど大臣が、これでいいのだ、邪魔にならないのだ、重ねて御質問をいたわせておきますが、今のようない度は予算審議の面だけではなくて実態に即しての検討は、それではどういう機会にしたらいいと政府の方では考へておられるでしょうか。

しかしこれらの点につきましては、私ども先ほどお答え申し上げました通りに、今回お願いをいたしておりますのも、一つの暫定措置でございまして、これは永久にということをお願いいたしているのではなくございませんので、まあとりあえず三十年度一ヵ年間、年度末までということでお願いを実はいたしてはいるような次第であります。ましましては、本法案をお認めいただけますまでに、十分資料等も提供いたしましたが、将来の根本的な整理案につきましては、十分御検討をいただき、いろいろまたこの審議の過程においても御意見の拝聴をいたしたい、かように考えておられる次第であります。

○湯山勇君 最後に大臣にお尋ねいたしますが、ただいまののようなお話をござりますと、なおこれには検討すべき点が多くあると思われてございます。本予算の審議の過程においても、検討しなければならぬ地があると大臣は御判断になります。現在考えておられる措置以外に、新たな措置も大蔵省としては考える余地があると大臣は御判断になります。あるいは今回もうここでどうきまつてしまえば、もうそういうことは問題外だといふふうにお考えになられますか。この点を明確にしていただきたいと存じます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 私といたしましては、明年三月末までこの法案の延長をせひとともお願いしたい、かように考えております。

○湯山勇君 質問を打ち切ろうと思つたのですけれども、お答えになつたことがちょっと違つているとと思うのですが、つまりまだ、今次長がおつしや

ましたように、資料も十分出そろつおりませんし、それからこの三十年において、これらの内容を金額だけではなくて、実態について検討しなければならない点がたくさんあるわけでございます。そこでそういうことを検討していつた結果、いろいろ問題が出てくるので、現在そういう資料もあつていいわけでござります。何らかのものが出てきた場合には、何らかの措置をなさる御意思がありになら、その結果さらに検討を要するよなものが出てきた場合には、何らかの措置をなさる御意思があつてございませんから、これはいかがでございましようか。もし大蔵大臣が今おしゃつたように、来年三月三十一日までこれで進すのだということならば、もはや今修正案として出されたごく案審議は必要ないので、あくまで政原案でおやりになつたらいいわけなのです。この点について大蔵大臣の御意見を重ねてお伺いいたしたいと思ふます。

ここで現在の政府もやはりもう一年間でやつてやつていこう、こういう御方針でこれを出しになつたと思うのです。それをお出しになつたと思つては、二十九年度と同じ、あるいはそれ以上にこの法律を必要とする、こういうふうな趣旨から一年と、従いまして私はこの間、先ほどからの御質疑もありましたが、こういうことを二年会計年度続けるわけですが、その影響もやはりよく考えまして、受けけるほどの考え方といひのじやないか、あるい



院から出てきたわけです。そういうことになるというと、後刻、七月以降の点について、再度本委員会において審議をせざるを得ないようになると思うのです。そういうふうな点で、あと一ヶ月ばかり検討する余裕があればあるといふことは私ではなくと思うのですが、これが三月三十一日までとなることになるといふと、二十二年度について、またそのときは自動的にこれがまた延長するという形で出てくることを心配するわけです。そういう点で次に衆議院から送付してきただこの法律案が成立すると、政府がこれを受けて修正なり廃案なりするということと、次の措置をとられるということを聞いたわけです。が、そのときにまだこの問題をむし返して、政府がこれで済むことになつてくるといふふうに考へられるわけであります。何とかあまり手数をかけないで、もう少し何とか大臣の言うことはよくわかるのです。ただこれだけが義務教育の問題ではない。まあ給食費なんかも、ずいぶん払えないと困っている子供が、炭鉱地帯ばかりではなくして、都市周辺には非常に増加しているわけです。そういうような給食費の補助金等についても、ある程度までみてもらいたいという気持ちがあるけれども、まあ差し当つてどうかといふならば、私は目をつぶつてこの法案については異議がないと言つたのだけれども、どうもまたざるする延ばされて、また三月三十一日にな

ばこれが出てくるよくな心配があるかね。今ねばつてゐるわけですが、何とか少し色よい返事がないものでしようがね。そんないと、内容にわたつて少しきりませんよ。何とか一つそこを色つけて返事をしておいてもらわんと困るんです。

やかましく言われております校舎その他の関係でも、まあそう申し上げてはまことに申しわけないんですけどもせいや二億くらいしか増加できませんから。義務教育教科書は、先ほどからお話しがござりますように五億要るわけです。この五億の金は、集まるとき五億という金になりますが、これを学童一人々々として計算してみると比較的小さなものになるわけでございますが、ここに新たに、たとえば五億なら五億といら財源があります場合に、それを義務教育の校舎その他施設費に充てた方がいいのか、あるいは教科書に充てた方がいいのかという問題として考えます場合に、私どもは資金の乏しい財源をより有効にやれくるのに、まあこの際、教科書につきましてはもう一ぺんがまんをしていただきまして、その他のより緊要な文教施設にこれを充当した方がいいんじゃないか、さような結論に達せるを得ないわけでございまして、乏しい財源の中のやりくりといたしましては、やはりわれわれは今日お願ひいたしておりますようなる結論にならざるを得なかつた。この点は苦心をいたしておられたが、これは先ほど来御質問がございましたが、私ども補助金整理につきましては、まだ幾多の根本的な問題が実は残つておるわけでございまして、今回十分傾聴いたしたいと存じますが、これはやはりこれを単に繼續するというこの法律案の御審議に際しまして述べられました御意見につきましては、根本的に検討すべきものは検討するといふような考え方で臨むつもりでござ

いまして、その際には、あらためてこの問題につきましても検討をもちろん、しなくちやならんと思ひます。が、本年度いたしましては、予算編成上の細点からも、どうしてもこれは打ち切らなければ継続していくだらうことで、は、ひともお願いをしたいのでございまして、その辺のところを何とぞ御了承をお願いたいと思うのであります。

○岡三郎君 そういうような話を聞くと、選挙のときに、やめられたけれども、文部大臣が政策としてこうやりわらひし、こうやるんだといふに言つてきた建前上、それは前の文部大臣だって、財政の苦しいところとを承知しているということは人後に落ちないと思うんです。そういうふうな点で、私は何もここで開き直るわけじゃないけれども、まあいろいろと考えてみて、ただ選挙のときにそういうふうに言つて、あとできないんだということでは、これも同じその当時第一次鳩山内閣が選挙に臨むときに、これこれのスローガンではなかつたといふ答弁になるかもわかりませんけれども、しかし与えた印象は、しばしばさういうふうにしたいたいふうに言明されておつたと私たち記憶しているわけです。それは必ずするんだけれども、とは言わなかつたらうと思いますけれども、しかしこそら辺の言葉のニニアンスといふものは、選挙といふことになるとみんなある程度まで神経的になつておりますから、いいことをやるううう点で、非常に子供に困ること

最後に結論をつけるときに金がない  
は、これは情ない話だと実は思つた  
のです。私たちも、もちろん苦しみ  
とはわかるけれども、こういつた面  
について、確かに有効であるが有効  
ないかといふ論はあるけれども、精  
的には有効であるところによることは、私  
実際問題として間違いないと思つ。  
れは教室を一教室、二教室といふよ  
に建つた方がいい、それはわかりま  
よ。わかりますけれども、ただそろ  
う面とは別に、精神的に好影響を与  
るといふものは、これはます且ではな  
かなかばかり得ないものが私はある  
思うのです。そういう点で、義務教  
に対しても貧富の別なく、とにかく國に  
してこれを出すといふ精神は、まあど  
かの方も必要なんだからといつて、  
ほかの方を増額したからといつて、  
私はこれを見のがすわけにはいか  
ので今質問しておるわけですが、こ  
の間の一貫に与えた影響といふもの  
十分考えたならば、何とか私はやはり  
すべきだと思うんだけれども、今の御  
回答を聞いてみると、まことに  
おかしいので、どうも大蔵省の人たち  
は金の面だけで検討をする、まあこよ  
は失礼かもわからんけれども、実際な  
本をもらったときに、大したことじあ  
ないといふ考え方よりも、やはりほん  
とうに子供が喜んでいるんですよ。  
いいですか、金を持っている家だ  
て、自分のポケット・マネーでやると  
りも、これは国がくれたんだといふ  
とであれば、やはりこれは私は実際な  
違うと思うんです。だからそういう立場  
で、まあこれ以上御答弁を求めたくは  
ないけれども、一つ考慮してもらいたい

たい。まあ考へ直すといふことよりも、百尺竿頭一步を進めて、何とかいたしましては言えないかも知れないけれども、まあ十分考へてみますくらい一つ言つておいてもらいたい。どうですか大蔵大臣、何とか少し考へてみませんか。

○國務大臣(一萬田尚登君) お氣持は

私はしばしば言ふようにわからりますし、そりとして精神的な点を考へる場合に、それは非常に効果の高いこともわかるのです。ただ何さま今日の国情から見まして、三十年度はやむを得ないというふうにお願いいたしておるわけでありまして、私は三十一年度等におきましては、予算のあり方も相当違つてくるだらうと考へているんです。この義務教育については私は本当の根本から考へてみたらしいんじやないかと思ひますが、今の状態では、これは三十一年度に、まあこれでありますのが、義務教育について全般的に私はよく考へて予算の編成をする必要がある、かのように申上げておきます。

○野瀬勝君 まず私は、こういふふうな法規案に対しましては、しううとで、何か先に譲つてははなだ悪いよう思ひますが、今の状態では、これは三十一年度に、まあこれでありますので、まあそういうこととつかね合せで、何か先に譲つてははなだ悪いよう思ひますが、今の状態では、これは三十一年度に、まあこれでありますのが、義務教育について全般的に私はよく考へて予算の編成をする必要がある、かのように申上げておきます。

○衆議院議員(伊東岩男君) なるほどお話しのよう、ただいま提案になつたので、さようにお伺いしたのでございますが、そういう点において、私はわからりますが、そういう点において、私はわからりますが、いかがでござりますか。

○野瀬勝君 なるほどお話しのよう、たゞ中止あるいは減額しようといふわけではありますするが、委員会といたしましては、他にさらに出でてくる場合もありますが、改正案の提出者の委員長であります伊東先生から一つお伺いしておきたいのですが、これはあれでござりますからよくわからんのでございますが、改正案の提出者の委員長であります伊東先生から一つお伺いしておきたいのですが、これはあれでござりますからよくわからんのでござりますが、補助金の整理等に関する特別委員長ということになつておられます、その改正の案を見ますと

質問があつて、大体はお考への意図といたしました。しかし政治したというだけじゃこれは政治になら

いたしたわけでございます。この法律金の整理をいたしましたときには、合計五十億くらいの補助金の整理を実行

され、お前たち供出すれば減収加算金を出しますから、それで供出をしてお前たち供出すれば減収加算金を出しますから、これがけつこうなことです。これは私が取り消します。しかし、そういうことを考へておつたことは事実です。計算をして考へ

解しても差しつかえないのでございま

すか。解散はどうですか。私がなぜそ

ういうことを申すかといふと、どうも

ここに掲げてある補助金等臨時特例に

関連する予算措置一覽表といふものが

あるのですが、それがほんと打ち切

ります。で、これを見るといふと、みんな實に勤労階級に必要な社会保障、あるいは教育関係を通しまして、零細なる鼎くそばかりの補助金でございま

す。これをたたつ切らうといふのでござりますから、たたつ切るといふと、み

が、こういう点において、私はわから

りますが、そこで約束を果すこと

は、それにして実際のところを考へますから、まあ仕方なしに

でござりますから、まあ仕方なしに

&lt;

ておつたですね。これは事実でござりますから、特に各省からの御意見を聞きますと、大蔵当局におきましては、私は何かの動きがあつたことだと思つてございますが、そういう点について、必要であるという点について、あなた方が考えておられるならば、各議員からもこゝいふ要請があるのでござりますから、この際何とかこの法律を計上して、かようなものの解決に資したいといふ気持はありませんか。

○政府委員(森永貞一郎君) この特例法によりまして節約をいたしておりました金額は十九億でござります。この法律がもしないとすれば、二十三億といふところを、この法律によりまして四億に減額いたしまして、差引十九億の節約

といふことに相なつておるわけであります。本年度の予算はこの十九億の節約を前提といたしまして組んでいるわけですが、まさに野瀬先生のお言葉ではござりますが、実はもう財源の上から申しまして、余裕が全然ないわけでござります。四月、五月の期

間につきましては、前回これを四、五月の期間だけを延ばすという法律によりまして、この法律を御承認いたしましたとして計上いたしておりますが、今後さらに来年の三月までの期間につきましても、本年度予算通り、この十九億を節約したところで参りませんと、予算のつじつまが合わなくなるわけで

ございまして、ぜひともこの法律案を御承認いただきますように、まげで私どもとしてはひたすらお願ひ申し上げます。財源の関係から申しましては、財源がないことを御了承いただきたい、そう思うのであります。

○野瀬勝君 もう一点だけ……。

これを見る限りと、財源がない財源がないと言ふけれども、公営住宅法の関係だけはうまくできてる。三十

年年度のはよくできてる。そこをほかの方だけはぐつと打ち切つておる。だから、これくらいのことができて、こ

れができるといふことはおかしい。そういう点は、どういふ氣持でこの公営住宅だけこゝいふふうにできて、ほ

のかの方はこういふことにしたのですか。

○政府委員(森永貞一郎君) これは、つまり表の作り方の問題なんですが、

ます。高層耐火建築、これは、この予算では全然その計画がないわけ

でござります。で、もとになる計画そのものにおいては、三十年度はやめま

したるものでございますから、まあま

あ、これはゼロになるということになつておるわけでござります。こうい

う技術的な関係があることを御了承願いたいと思います。

○湯山勇君 交付金の方は……。

○政府委員(森永貞一郎君) 交付金の方は、七千七百万円を全額この法律に

よりまして減らしております。……失礼しました。ちょっと今の点は村上政

府委員から……。

○政府委員(村上孝太郎君) この交付金の表、なるほど今拝見しますと非常

におかしいようでござりますが、この

七千七百三十万四千円というのは……。

その中で高層耐火建築になつたのは、非常にせいたくなアパートにつきま

して二分の一を四割にするといふ特

例法をやつたわけでござりますが、そ

のときに、この交付金といふのは、そ

の関係で都道府県知事が建築の監督そ

の他見廻り関係で、その地元の負担と

して、そういう監督関係もないといふ

わけで、この七千七百三十万四千円と

いうのは第一種公営住宅の関係だけ

差引になつておるのだろうと思いま

す。

○野瀬勝君 どうもよくわからな

い……あとで一つ説明書を資料にし

て見せて下さい。

○政府委員(村上孝太郎君) よろしく

うござります。

○委員長(青木一男君) 他に御発言も

ないようであります。質疑は終了し

たものと認めて御異議ありませんか。

○湯山勇君 提案者のほうへの質問が

まだ残っているのですが……。

○委員長(青木一男君) それでは簡単

にどうぞ。

○湯山勇君 提案者のほうにお尋ねい

たしますが、七月以降についてこれは

どういふふうにお考えになつていらつ

たいたいと思います。

○衆議院議員(床次徳二君) これは先

ほど大臣の御答弁にもあつたのでござ

りますが、ただいま提案いたしました

法案が決定いたしましたならば、これ

に対応いたしまして、政府といたしま

しては必要な措置を善処されることに

なるのであります。例をもつて申しま

すならば、現在提案しておりますも

のを修正するとかあるいは撤回すると

政府がこれを受けて、この法案を受け

てどういふふうにするか、それがま

で、修正して出してくるかどうか知ら

ぬけれども、次にやられるまでに、一

つ先ほど言つた点を十分お考えなされ

るといふふうに大蔵大臣が言つたの

で、修正して出していくかどうか知ら

れども、この補助金の問題は時間的にあ

る程度まで間に合うのですが、どうも

教科書の問題は間に合いかねる点があ

るわけなんです。だから、この次に出

すまでこの法案を受けて、次に政府が

検討して配分して新しく出していくま

で、修正して出していくかどうか知ら

ぬけれども、次にやられるまでに、一

つ先ほど言つた点を十分お考えなされ

るといふふうに大蔵大臣が言つたの

して、本案の内容と同じものを二月未まで延長するという案が出たのでありまするが、その後審議の情勢に鑑みましてさらに六月の補正予算が提出されました。ところがその六月補正予算がすでに衆議院を通過して本院に参つておりますので、その情勢のもとに置いて、衆議院が本案のことき案を出しておられるということは、きわめて当然のことであり、適當なことであると、私は思うのであります。従いまして、本案に対しまして私は賛成いたしました。ただこの際一言申し上げておきたいのは、政府ではいろいろ御説明がありましたがけれども、六月暫定予算を出される際に、すでにこれに伴いまして、今衆議院から出されたような六月までに限るというよろんな、六月まで延長するという案を政府みずから出さるべきものであったであろうと私は思うのでありまするが、まあ、さつきいろいろ御説明がありましたが、とにかく理由はいずれにいたしましても、その際出されなかつたということは、政府として非常に国会を甘く見たというか、なめておられたような態度でありますので、今後十分そういう点について注意されることを私は警告しておきたいと思うのであります。こういう警告を付しまして賛成いたします。

おきまとして事態が変わつた。さきほど法律になつて、六月一ヶ月延期しようという衆議院の委員会の意図がうかがわれるのあります。それで、やむを得ざる措置であると考えまして、私は賛成をいたしました。

○菊川孝夫君 私は社会党の第四控室を代表まして本案に反対いたします。

もちろん本案の中には、補助金の中ではこれは打ち切つてもいい、あるいは停止してもいいといふうに考える補助金もございます。われわれとしても賛成するものがあるのであります。これはどうしても復活すべきであるといふ、先ほど岡君が申しました教科書の問題、あるいは母子福祉資金の貸付等に関する法律に基く補助金、あるいは精神衛生法に基く補助金の特例の問題、これなどは私は現行法に基いてやるべきである。また中には、公民館の建設、図書館あるいは公立博物館、こういったようなものは、国の補助がなければなかなかできるものではございません。これらも一年間やめてしまつては、最初に一年間やめてしまつたのです。最初の一年間といふことは、まあ、せめてこれらを受ける団体に向つては、一年たつたならばある程度まゝ復活もされる、さすであるうとういう見通しのもとに、あの一年といふことで期限立法にしたと思うのであります。それがさらに一年といふことになると、これはまた来年も、今大藏大臣がなるほど三十一年度は考慮すると言いましたが、三十一年度になつたときには、いや考慮したけれども、やはりもう一年といふことになる危険がある。今までではそういうことは、何回も

この種の法律で、また一年また一年とやつてきることは、大びたびあります。従いまして、この際には一べん一つ、ちょうど、きょうは最後の日になりますので、これを流してしまつて、どうせこれで、きょう、これは議決されなければ、これが流れることになるのでありますから、政府の方で措置をしてこれらを一べん復活しておいて、さらにその上で、これだけは削る、これだけは生かす、こういうふうに整理されるべき問題である、かように考えまして、参議院としては、ここで、この法律案について一つ反対しておくといふことが、むしろ政府を難堪にして補助金に対しても十分検討させる機会を与えることになるのではないか。もしも、これをこのまま通しておきますと、またおそらくはこれは今の大蔵大臣の言明からいたしましても、今年一年はこのままで行きたいという強い要望であります。で、せつから衆議院の方でこの補助金整理の影響するところの重大性にかんがみられまして、政府の方針がそりいふうだ、で、第一党の……これはもう政府の方針がそらだということは、とりもなおさず第一党たる民主党の方の方針もそういうふうに決定しておるのであります。そして、政府の方針と第一党的方針が食い違つておるといふのはあり得ないのでありまして、これは当然決定してしまう。せつからこれについて検討されましても、私は単に付帯決議をつけるとか、その程度でもつて、うやむやに終つてしまふのではないかということ

を最もおそれるのであります。委員長は、政府の方針となるべくやはり受け取られることは火を見るよりも明らかで、内閣である以上当然であり、与党の委員長がこれを直そうとされることはおかしいのでありますから、通されたということになつてくると、やはり三月三十一日まではこの特例法を員長がこれを直そうとされることが、生かすということになると思うのであります。従いまして、この際にはどうしても一ぺん与党も考え方をしてもらおう、それから政府も考え方をしてもらおうという角度から、ここでこの法律を一つ廃案にすることがむしろいいのじやないか、かような角度から私どもはこの法案に対しまして反対をいたします。以上。

○委員長(青木一男君) 他に御発言もなほようであります。討議は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第七号)を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青木一男君) 多数であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条により、本委員会における質疑、討論、表决の要旨を報告することとして、あらかじめ御承認を願うこととし、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(青木一男君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二条による委員会の報告書には多數意見者の署名を付することになつておりますから、

本案を可とされました方は順次御署名を願います。

## 多數意見者署名

西川甚五郎 山本米治

土田国太郎 青柳秀夫

木内四郎 白井勇

宮澤喜一 小林政夫

前田久吉 井村徳二

小柳牧衛 中川幸平

○委員長(青木一男君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十六分散会

本日本委員会に左の案件を付託された

一、補助金等の臨時特例等に関する法

法律の一部を改正する法律案(衆)

(予備審査のための付託は五月三十日)

十日)

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案

補助金等の臨時特例等に関する法律

補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十項中「昭和三十年五月三十日」を「昭和三十年六月三十日」に改め、「負担金」の下に「並びに昭和三十年四月一日から同年六月三十日までの期間における事務又は事業に対する補助金及び負担金」を加える。

## 附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。